

參考資料

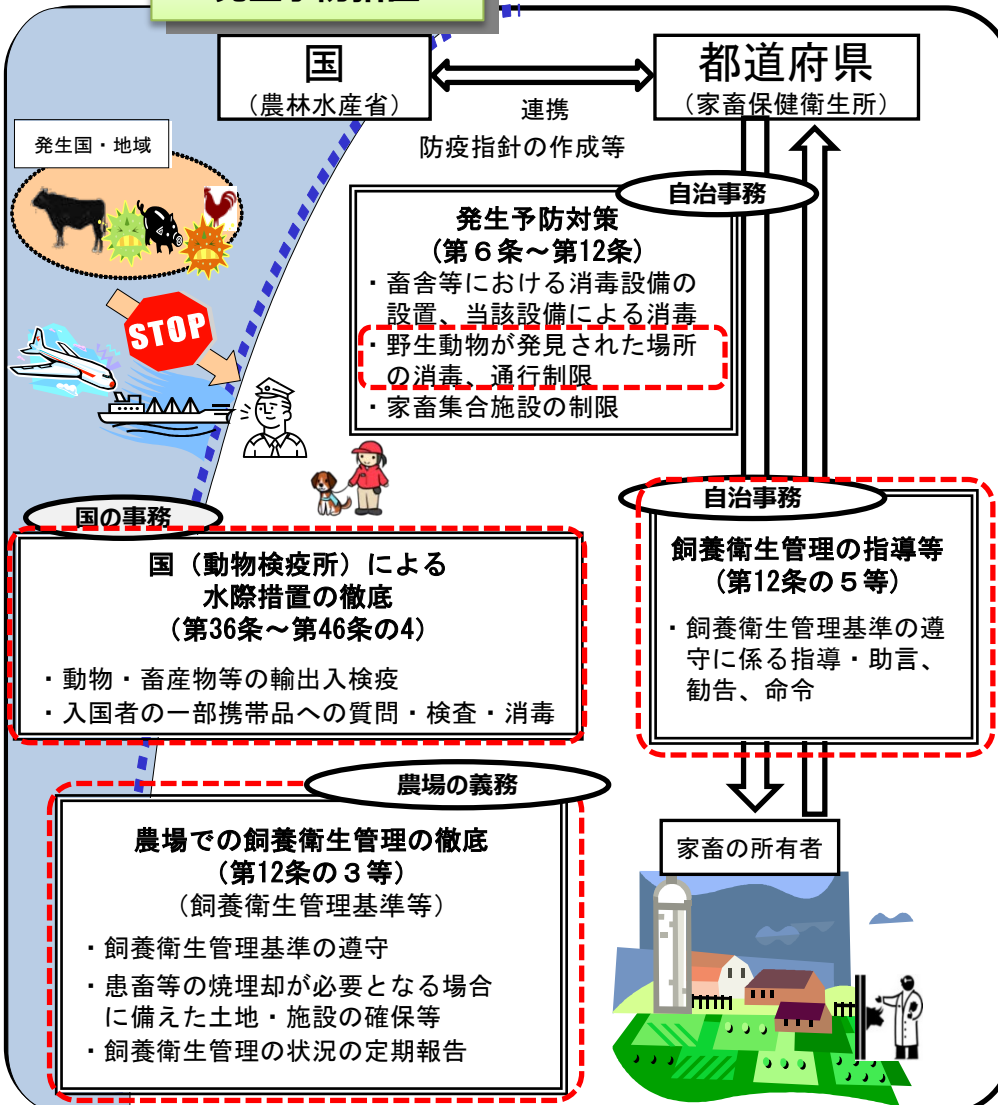
1 家畜伝染病予防法の概要

今般の改正により改善・強化を図る部分

農林水産省
消費・安全局

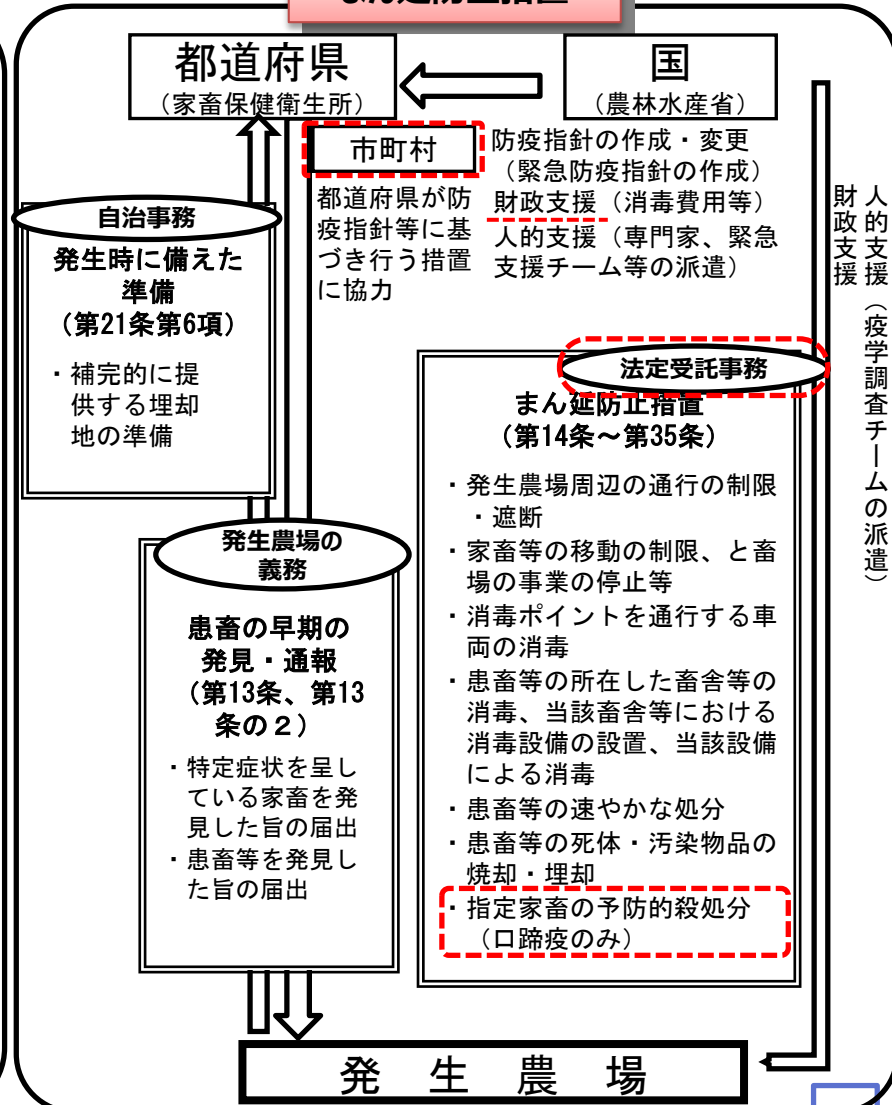
家畜伝染病予防法の目的：家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

発生予防措置



発生時には・・・

まん延防止措置



人的支援 (疫学調査チームの派遣)
財政支援

2 家畜の伝染性疾患の名称変更について

○ 家畜伝染病（法律で規定：日本獣医学会から提言のあったもの）

	現在の名称	日本獣医学会から提言のあった名称	変更の理由
①	水胞性口炎	^{ほう} 水疱性口内炎	漢字の適正化（学術上「水疱」と表現することが適切） OIE等一般的に用いられている名称との乖離の是正
②	ブルセラ病	ブルセラ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
③	結核病	結核	OIE等一般的に用いられている名称との乖離の是正
④	ピロプラズマ病	ピロプラズマ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
⑤	アナプラズマ病	アナプラズマ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切
⑥	豚コレラ	豚熱	OIE等一般的に用いられている名称との乖離の是正
⑦	アフリカ豚コレラ	アフリカ豚熱	OIE等一般的に用いられている名称との乖離の是正
⑧	豚水胞病	^{ほう} 豚水疱病	漢字の適正化（学術上「水疱」と表現することが適切）
⑨	家きんサルモネラ感染症	家きんサルモネラ症	ウイルス以外の病原体による疾病は「病原体名＋症」と表現することが適切

議員立法により措置済み

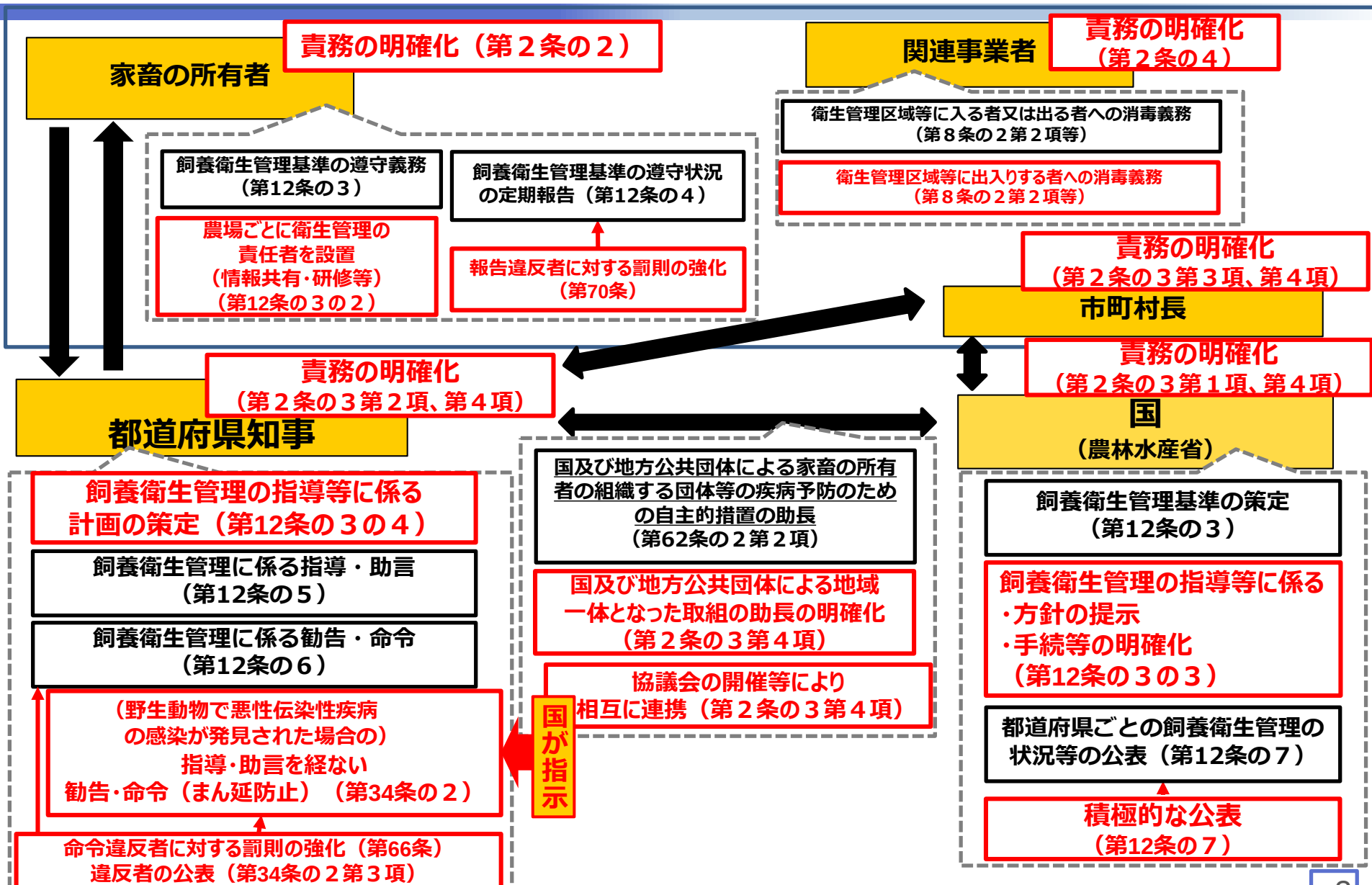
※届出伝染病である19疾患の名称変更について省令で措置

3 飼養衛生管理の強化について

現行の関係規定

改正の内容

農林水産省
消費・安全局

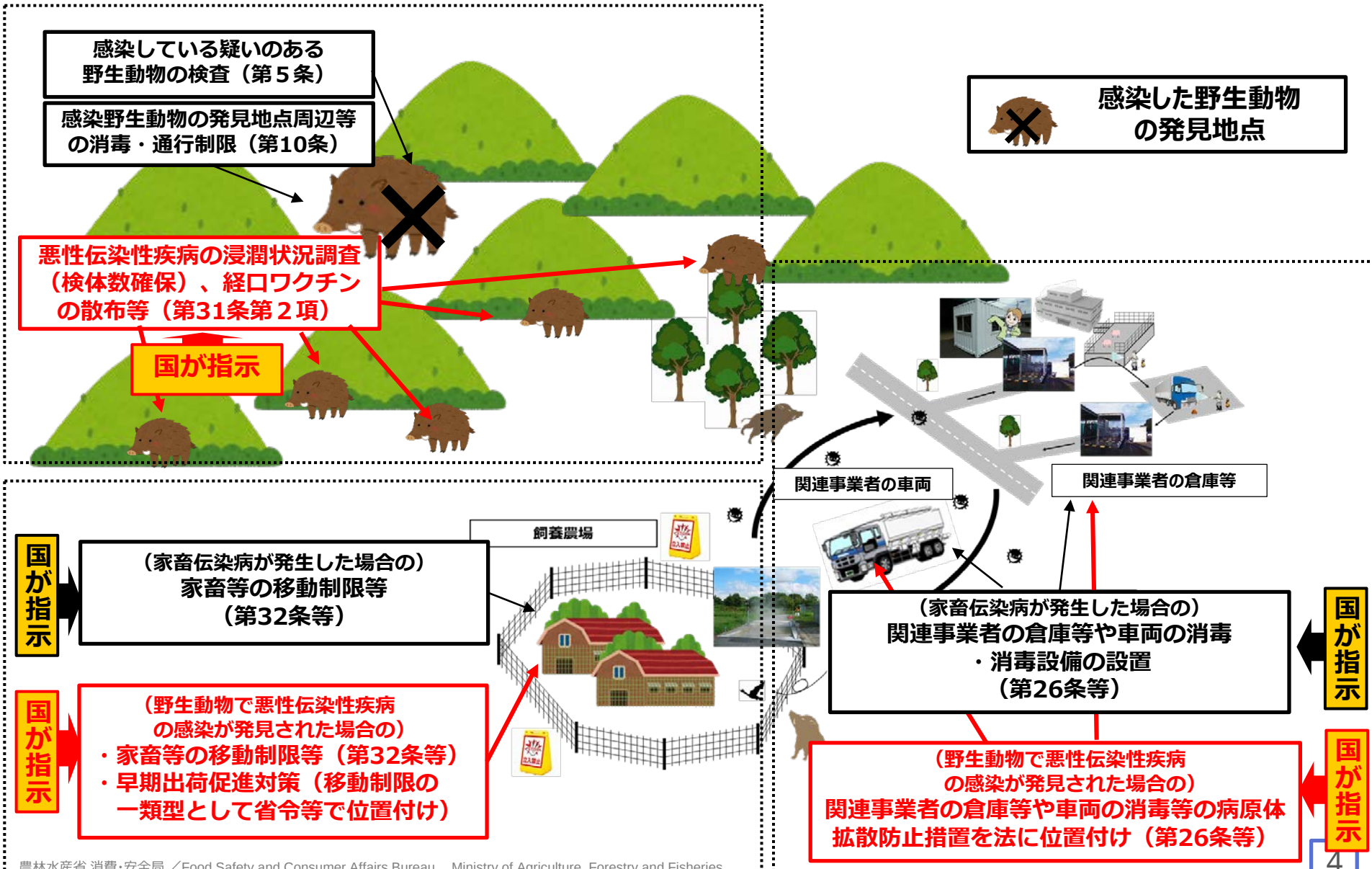


4 野生動物の感染に対する対策について

現行の関係規定

改正の内容

農林水産省
消費・安全局



5 予防的殺処分の対象疾病の拡大について

◆と殺義務の対象とされている家畜伝染病（第16条第1項第1号）

	口蹄疫	アフリカ豚熱	牛疫	牛肺疫	CSF	鳥インフルエンザ
感受性動物の種類	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし等ほとんどの偶蹄類動物	豚、いのしし	牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか、いのしし	牛、水牛、しか	豚、いのしし	鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥をはじめとした鳥類
伝播力	極めて強い	強い	極めて強い	極めて強い	強い	強い
主な感染経路	空気感染 接触感染	接触感染	接触感染	接触感染	接触感染	接触感染
病原性	感染すると経済動物としての価値をほぼ失う	・甚急性・急性：感染した場合の致死率が非常に高い ・亜急性・慢性の場合：感染すると経済動物としての価値をほぼ失う	感染した場合の致死率が非常に高い	感染すると経済動物としての価値をほぼ失う	・感染した場合の致死率が高い ・感染すると経済動物としての価値をほぼ失う	感染した場合の致死率が非常に高い
ワクチンの有無	○ (発生の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできない)	× (現状、有効なワクチンが存在しない)	○ (生涯にわたって感染を完全に防御できる)	○ (発生の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできない)	○ (発症を防御することができる)	○ (発生の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできない)
我が国での発生状況	明治41年（1908年）、平成12年（2000年）、平成22年（2010年）に発生	発生事例無し	1924年に発生し、それ以降の発生なし ※世界的な撲滅が宣言されている	1941年に発生し、それ以降の発生なし ※現在アフリカ大陸で継続的に発生が確認されているが、我が国への侵入リスクは低い	明治以降国内で継続的に発生、平成4年（1992年）を最後に清浄化したが、平成30年（2018年）以降発生中	平成15年（2003年）に国内で初めて発生後、断続的に発生。国内の最終発生は2018年（平成30年）

予防的殺処分の対象疾病に
アフリカ豚熱を追加（第17条の2）

+

野生動物で口蹄疫又はアフリカ豚熱の感染が発見された場合
にも、予防的殺処分が実施できるよう措置（第17条の2）

- 世界的にみて、ASFは、一部の例外を除き、**野生動物から発生**。
 - ASFは、現状**有効なワクチンが存在しない**ため、**野生動物において発生した時点で、迅速な封じ込めが不可欠**。
 - なお、野生動物でASFが発生した場合の飼養豚の予防的殺処分は、**野生動物を一定のエリア内に封じ込める対策とあわせて講じた場合に最大の効果を発揮**。
- ※ 予防的殺処分は迅速に対応する必要があるが、財産権の制約となるため、その対象範囲は野生動物の生息状況、衛生管理の状況を考慮し慎重に決定する必要。
【諸外国の状況】
- ベルギーでは、**野生イノシシにおいてASFが発生した時点で、飼養豚の予防的殺処分を実施**した結果、飼養豚での発生の防止に成功。

◆EU加盟国における近年の発生状況

国	初発時期	発生状況
ベルギー	2018年 9 月	予防的殺処分の実施により、 野生イノシシのみ で継続発生
ハンガリー	2018年 4 月	飼養衛生管理の強化により、 野生イノシシのみ で継続発生 (発生地域拡大中)

※ ポーランド等では、野生イノシシで初めて発生し、飼養豚の予防的殺処分を行わず、その後飼養豚で継続発生中



飼養豚のみで発生している国はほとんどない。

(中国や韓国等の近隣発生国においても
野生イノシシ及び飼養豚で発生)

※ OIEに飼養豚のみでの発生を報告している国は、セルビア、ベラルーシ

◆ベルギー (2018年以降、野生イノシシ595頭でASFが発生するも、飼養豚での発生はない)

特徴的取組

- **農場の飼養衛生管理を強化**。
- 野生イノシシ発生区域 (630km²) 内の**飼養豚 (5,222頭)** は全て予防的殺処分。
- **発生区域の境界等にフェンスを設置する**とともに、野生イノシシの捕獲等を実施。



6 輸出入検疫の強化について

現行の関係規定

改正の内容

農林水産省
消費・安全局

動物検疫所長からの
輸出入検疫に係る
協力要請の拡充
(第46条の4)

輸入国際郵便物の検査

国際郵便局

- ・表示確認
(伝票、告知書等)
- ・検疫探知犬
(抽出検査)
- ・税関検査



【家伝法第43条】

開梱検査



合格品



要消毒品



不合格品

税関検査

荷受人



消毒

自主放棄・廃棄

入国者の携帯品の検査

手荷物受取場

自主廃棄用BOX

任意の口頭質問

検疫探知犬

〔予算事業で措置〕

届出が行われない可能性



入国者

要消毒物品に係る
質問・検査権限
(第46条の2)

税関検査場

家畜防疫官に
肉・肉製品に係る質
問・検査権限を付与
(第40条第5項)

動検に協力

第40条の届出を誘導

家畜防疫官に違反畜産物
を廃棄する権限を付与
(第46条第4項)

動検カウンター



【家伝法第40条】

動物検疫

合格

不合格

自主放棄・廃棄
警告書の発出

罰則の強化
(第63条・第69条)

悪質な場合は
警察へ連絡

※ 以上のほか、輸出入検疫に係る指定検疫物・要消毒物品の質問・検査、消毒、廃棄権限についても家畜防疫官に付与